

改正

平成30年3月23日告示第22号

令和2年1月8日告示第4号

令和3年6月23日告示第43号

令和6年1月16日告示第2号

佐久穂町空き家対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家の活用による移住又は定住を促進するため、空き家の利活用等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 行政区内にあり、個人が居住を目的として建築した住宅及び附帯施設で現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）ものをいう。
- (2) 登録空き家 行政区内にある佐久穂町空き家・空き地情報登録制度設置要領（平成27年佐久穂町告示第35号、以下「空き家・空き地バンク設置要領」という。）の空き家・空き地バンク登録台帳に登録されている建物と土地をいう。
- (3) 危険空き家 町内に所在する空き家のうち、空家対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等及び「特定空家等判断基準」に該当するものとして町長が認めるものをいう。
- (4) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者（法人等は除く。）をいう。
- (5) 利用登録者 空き家・空き地バンク設置要領の空き家・空き地バンク利用登録台帳に登録された者（法人等は除く。）をいう。

(補助対象事業等)

第3条 事業の種類、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金額は、別表1のとおりとする。

2 前項に規定する事業の工事等を施工する者は、町内に本社を有する法人又は町内に住所を有す

る個人事業主でなければならない。

3 補助金の交付は、第1項に規定する事業ごとに同一の住宅に対して1回限りとする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金は、次に掲げる要件のいずれかを満たした者に交付するものとする。

- (1) 登録空き家の所有者等及び利用登録者
- (2) 空き家解体事業については危険空き家の所有者等
- (3) 空き家改修事業については売買契約書及び登記事項証明書で空き家の購入が確認できる所有者等

(適用の除外)

第5条 次に掲げるものは、この告示による補助金の対象としない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)及び同一世帯に属する者が、町に納める税及び料金等を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (3) 補助金の対象となる住宅の売買又は貸借を不動産業として営んでいる者
- (4) 他の補助事業の補助対象経費に該当しているもの
- (5) 3親等内の親族からの売買及び賃貸借のもの。ただし、空き家解体事業は対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、佐久穂町空き家対策事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 土地・建物の登記事項証明書の写し及び不動産登記法第14条地図の写し
- (3) 売買の場合は売買契約書の写し、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し
- (4) 賃貸借契約で空き家改修事業の場合は、所有者の承諾書(様式第3号)
- (5) 補助対象経費の内訳が分かる見積書
- (6) 事業予定地の位置及び現況写真(全容及び施工部分)
- (7) 申請者の住民票の写し(佐久穂町外の方のみ)
- (8) 申請者の市町村税の納税証明書(佐久穂町外の方のみ)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、佐久穂町空き家対策事業補助金交付決定・却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに佐久穂町空き家対策事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、佐久穂町空き家対策事業補助金変更・中止・廃止承認書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに佐久穂町空き家対策事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業に要した工事等の領収書の写し
- （2） 完成写真（空き家の外観及び事業実施箇所）
- （3） その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、佐久穂町空き家対策事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し及び返還）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、佐久穂町空き家対策事業補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- （1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- （2） 第4条に規定する補助金の交付の要件に違反したとき。
- （3） 空き家整備事業又は空き家改修事業について補助金の交付を受けた日から5年以内に住宅

を取り壊したとき。ただし、補助事業者の責めによらない理由がある場合は、この限りでない。

(4) 空き家解体事業について登録空き家の場合は、補助金の交付を受けた日から5年以内に住宅が建築されなかったとき。ただし、空き家・空き地バンク登録台帳に5年以上登録していた空き地若しくはその間に売買契約が成立した空き地は、その限りではない。

(5) その他町長が適当でないとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金の全額とする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、第12条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則 (平成30年3月23日告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月8日告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年6月23日告示第43号)

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年1月16日告示第2号)

(施行日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の佐久穂町空き家対策事業補助金交付要綱の規定は、この告示の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表1 (第3条関係)

事業名	補助対象経費	補助対象者	補助金額
-----	--------	-------	------

<p>空き家整備事業</p>	<p>家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び屋外の清掃等に要する経費 (ごみ処理手数料、車両借上料(レンタカーに限る。)、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処理業者等に委託して家財を処分する場合における委託料、敷地内の樹木伐採・草刈等委託料)</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (1) 所有者等 (2) 登録空き家を購入又は賃借した者(売買又は賃貸契約締結日から2年以内の申請に限る。)</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。以下、この表において同じ。)以内とし、20万円を限度とする。</p>
<p>空き家改修事業</p>	<p>次に掲げる改修工事に要する経費 (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事 (2) 内装、屋根、外壁等の改修工事 (3) 下水道への接続工事</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (1) 所有者等 (2) 空き家を購入又は登録空き家を賃借した者(売買又は賃貸契約締結日から2年以内の申請に限る。)</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額以内とし、50万円を限度とする。</p>
<p>空き家解体事業</p>	<p>空き家の解体及び除却に係る経費 (1) 解体及び撤去、処分 (2) その土地の整地及び清掃等</p>	<p>空き家の所有者等</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額以内とし、50万円を限度とする。</p>

佐久穂町空き家対策事業補助金交付申請書

(宛先) 佐久穂町長

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()

年度において、佐久穂町空き家対策事業補助金交付要綱の規定に基づき、
補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業の種類	空き家整備事業 ・ 空き家改修事業 ・ 空き家解体事業
対象物件の所在地	佐久穂町大字
現在の所有者氏名	
空き家の購入・賃借の別 及び契約日	購入 ・ 賃借 (契約日 年 月 日)
事業内容	
事業に要する経費 (税込)	円
補助金交付申請額	円
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
施工業者	所在地： 業者名：

添付書類

- (1) 誓約書 (様式第2号)
- (2) 土地・建物の登記事項証明書の写し及び不動産登記法第14条地図の写し
- (3) 売買契約書の写しまたは賃貸借契約書の写し
- (4) 賃貸借契約で空き家改修事業の場合は、所有者の承諾書 (様式第3号)
- (5) 補助対象経費の内訳が分かる見積書
- (6) 事業予定地の位置及び現況写真 (全容及び施工部分)
- (7) 申請者の住民票 (佐久穂町外の方のみ)
- (8) 申請者の市町村税の納税証明書 (佐久穂町外の方のみ)
- (9) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

申請者 住 所
氏 名

誓 約 書

私は、佐久穂町空き家対策事業補助金の交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

1. 空き家整備事業又は空き家改修事業について補助金の交付を受けた日から5年間は、補助金の交付を受けた住宅の取り壊しをしないこと。
2. 空き家解体事業について、登録空き家の場合は、空き家・空地バンク登録台帳に5年間登録すること。ただし、その間に売買契約が成立した場合には、その限りではない。
3. 補助金の審査のため、町税等の納付状況及び世帯構成について、町が保有する情報を確認することについて同意すること。
4. 佐久穂町空き家対策事業補助金交付要綱の内容を遵守すること。
また、違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、同要綱第12条の規定に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還すること。

町使用欄（申請者は、記入しないでください。）

	確認項目	確認欄
<input type="checkbox"/>	申請者の住民票（佐久穂町外の方のみ）	
<input type="checkbox"/>	申請者及び同一世帯に属する者の町民税等の滞納がないこと	

様式第3号(第6条関係)
様式第3号(第6条関係)

空き家改修の承諾についてのお願い

年 月 日

(賃貸人) 住 所
氏 名

様

(賃借人) 住 所
氏 名

私が賃借している住宅について、下記のとおり住宅改修を行いたいので、承諾をお願いします。また、賃貸借契約終了後の原状回復義務の免除についても承諾をお願いします。

記

1 住宅	名称	
	所在地	
	構造	
	面積	1階床面積 m ² 2階床面積 m ²
2 改修の概要	別紙のとおり	
3 費用の負担等	※改修に要する費用は、全て賃借人が負担します。 ※改修に要する造作買取請求権を放棄し、賃貸借契約終了後の退去の際も改修に要した費用を賃貸人に一切請求しません。	

承 諾 書

上記について承諾します。また、改修後の原状回復義務について免除します。

※承諾に当たっての特記事項：

年 月 日

(賃貸人) 住 所
氏 名

印

(注意)

- (1) 賃借人は本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- (2) 1の欄は、契約書を参考にして記載してください。
- (3) 改修の概要を示した別紙を添付する必要があります。
- (4) 承諾に当たっての特記事項があれば記載してください。

年 月 日

佐久穂町空き家対策事業補助金交付決定・却下通知書

(申請者) 様

佐久穂町長

年 月 日付けで申請のあった佐久穂町空き家対策事業補助金の交付について、
下記のとおり決定・却下したので通知します。

記

1 交付の内容

補助対象事業費	_____	円
補助金の額	_____	円
補助金の交付条件		

2 却下の場合その理由

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容に変更等がある場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の事業運営及び経理の状況を調査し、適当でないと認めるときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (5) 補助事業完了後、速やかに実績報告書を町長に提出すること。

年 月 日

佐久穂町空き家対策事業補助金変更・中止・廃止承認申請書

(宛先) 佐久穂町長

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた佐久穂町空き家対策事業補助金について、下記のとおり変更・中止・廃止したいので、承認してください。

記

1 変更の場合

変更内容	変更前	変更後
事業に要する経費(税込)	円	円
補助金交付申請額	円	円
理 由		

2 中止又は廃止の場合

理 由	
-----	--

添付書類

- (1) 変更を証する書類等

年 月 日

佐久穂町空き家対策事業補助金変更・中止・廃止承認書

(補助事業者) 様

佐久穂町長

年 月 日付け第 号で申請のありました佐久穂町空き家対策事業の変更・中止・承認を承認します。

記

1 変更の場合

変更内容	
補助金の額	円

2 中止又は廃止の場合

佐久穂町空き家対策事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

補助事業者 住所
氏名

年 月 日付け佐久穂指令第 号で交付決定のありました佐久穂町空き家対策事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容	
2 補助事業に要した経費の総額(税込)	円
3 確定を受けたい補助金の額	円
4 施工者	所在地 名称又は氏名
5 工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
6 添付書類	(1) 事業に要した工事等の領収書の写し (2) 完成写真 (3) その他町長が必要と認める書類

佐久穂町空き家対策事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

補助事業者 住所
氏名 印

年 月 日付け佐久穂達 第 号で補助金の額の確定のありました佐久穂町空き家対策事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名		支店・支所名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

佐久穂町空き家対策事業補助金返還命令書

住所
氏名 様

佐久穂町長 印

年 月 日付け佐久穂達第 号で補助金の額の確定のありました佐久穂町空き家対策事業補助金について、佐久穂町空き家対策事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還を命令します。

記

1 取消内容

交付決定番号	
補助金の交付額	円
補助金交付の日	年 月 日

2 返還請求

返還すべき補助金の額	円
返還期限	年 月 日
返還命令の理由	

なお、この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議を申し立てることができます。